

薬生食輸発1011第1号
平成30年10月11日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成30年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(タイ産ドリアンのメタラキシル及びメフェノキサム、中国産赤とうがらしのクロルプロ
ロファミ及びしそのチアクロプリド並びにベルギー産チョコリのジメトモルフ)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:平成30年
9月21日付け薬生食輸発0921第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実
施しているところである。

今般、輸入時に実施した、中国産乾燥赤とうがらしの自主検査及び生鮮しそのモニタ
リング検査において、残留農薬の食品衛生法違反の事例があったことから、食品衛生法
違反の可能性を判断する目的で、中国産赤とうがらし及びしそに係る残留農薬のモニタ
リング検査の頻度を30%に引き上げ、食品衛生法違反の製造者、製造所、輸出者又は包
装者に対して輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2
(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加する。

また、これまでの検査実績を踏まえ、モニタリング通知の別表第2からタイ産ドリア
ンのメタラキシル及びメフェノキサムの項を削除し、過去一年間の検査実績を踏まえ、
モニタリング通知の別表第3からベルギー産チョコリのジメトモルフの項を削除するの
で、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国 ・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
平成30年10 月11日	中国	赤とうがらし及びその 加工品(簡易な加工に 限る。)	残留農薬 (クロルプロファミ)	QINGDAO HOTMISO FOOD CO., LTD.
		しそ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬 (チアクロプリド)	LIANYUNGANG SHENGYE AGRICULTURAL DEVELOPMENT CO., LTD